

令和6年度第5回生涯学習審議会会議録

1 日 時

令和7年1月24日（金）14時 開会

2 場 所

流山市文化会館（中央公民館） 講義室

3 議 題

- （1）流山スポーツフィールドA面の利用料金の設定について
- （2）その他

4 出席委員

土屋委員 宮本委員 滑川委員 谷田委員 山田委員 西岡委員
天農委員 秋山委員 若松委員

5 事務局

石川生涯学習部長 寺門生涯学習部次長兼文化芸術・生涯学習課長
小池スポーツ振興課長 佐々木公民館長 岡田博物館次長
【文化芸術・生涯学習課】
加藤生涯学習係長 島田会計年度任用職員（記録）
【スポーツ振興課】
青木スポーツ施設係長 田中主事

6 傍聴者 1人

7 会議録

【14時 開会】

（司会）

ただ今より、令和6年度第5回流山市生涯学習審議会を開会します。
初めに、生涯学習部長より御挨拶申し上げます。

（生涯学習部長）

本日は、お忙しい中、審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より流山市の生涯学習に貴重な御意見を賜り、ありがとうございます。本日は、昨年11月29日に諮問させていただきました「流山ス

ポーツフィールドA面の利用料金の設定」について御審議いただきますが、本日が審議会の任期最終日となっておりますので、答申をいただければと思っております。よろしくお願い申し上げます。

(司会)

次に配付資料の確認をお願いします。

- ・ 次第
- ・ 資料1「流山スポーツフィールドA面の利用料金の設定について」
- ・ 資料2「料金設定算出の考え方」
- ・ 資料3 図面

よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。

審議会は公開が原則となっておりますので、議事録作成のため発言等は録音させていただきますので御了承ください。

ここからは、土屋会長に進行をお願いします。

(土屋会長)

本日の出席状況を報告します。出席委員は9名で、委員数(12名)の半数以上となりますので、「流山市生涯学習審議会条例」第5条第2項に規定する定足数に達しており、会議は成立していることを御報告いたします。

また、本日は傍聴される方がおります。「流山市審議会等の公開に関する指針」に基づき、これを許可しましたので御報告いたします。

本日の議題は、

- (1) 流山スポーツフィールドA面の利用料金の設定について
 - (2) その他
- となっております。

本日は(1)流山スポーツフィールドA面の利用料金の設定について、審議会としての意見を取りまとめ、答申を作成することになります。

前回まで審議してきた内容をまとめ、教育委員会が示した利用料金でおおむね了承ということで、答申のたたき台を作成しましたので、初めにそれをお配りし、皆様から御意見をいただきたいと思います。

【答申案の配布・読み上げ】

流山スポーツフィールドA面の利用料金の設定について
(答申)

令和6年11月29日付け流教ス第58号で諮問のあった流山スポーツフィールドA面の利用料金の設定について、流山市生涯学習審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり附帯意見等を付して答申します。

1 利用料金の設定及び利用料金（案）について

利用料金の設定及び利用料金（案）については、妥当と判断します。

市民の利用に供している公共施設は、維持管理のための経費を市民の納税を原資とする公費と施設利用者から徴する利用料金によって賄われています。施設を利用しない市民にも理解が得られるよう、施設利用者に対し受益者負担を求める一方で、スポーツを振興し、施設の利用を促進していくという視点を踏まえ、より現実的な利用料金設定とする必要があると考えます。

また、今回の利用料金（案）は、市内外の公営スポーツ施設等と比べると割高であるように思われますが、高水準の人工芝を採用した環境を考慮しますと、概ね適切な利用料金（案）であると考えます。

なお、新規に設定する料金であることから、今後の利用状況等を注視し、適正な料金であるか検証していくことも重要であると考えます。

2 附帯意見

今後の運用については、流山スポーツフィールドへの指定管理者制度の導入に伴い、サービスや利便性の向上を図るよう要望します。

（土屋会長）

前回検討いたしました答申案の内容について、付記したい御意見などがございましたら挙手願います。

本日提出する資料は答申だけで、資料については審議会用ということですか。

（生涯学習部長）

今回まとめていただきますのは答申で、資料は審議会用になります。

（西岡委員）

前回欠席したので詳しい話は分からないのですが、工事費は流山市で賄うということですか。補助金はないのですか。

（スポーツ振興課長）

建設費については、市民の皆様からの寄附金、基金、国からの補助金が入っています。

（西岡委員）

補助金が入ってなお、この利用料金というわけですか。

（スポーツ振興課長）

今回の利用料金の算定に充てているのは、減価償却期間内の運営費と将来の人工芝の張り替え費用になります。単純にかかるであろう費用を、使用する時間で割ったものになります。

（西岡委員）

実際に使っていくうちにメンテナンス代もかかってくるので、費用を算出するのは難しいので、ある程度見積もって計算するのはおっしゃるとおりだと私も思います。そこを利用者にきちんと説明がなされれば問題ないかとは思いますが、ただ、物価高が収まることはありませんので、例えば、小・中・高校生の利用料を2,500円ではなく2,000円にするとか、スタートを少し安めに見積もるのは無理でしょうか。

（スポーツ振興課長）

物価高騰もありますので、そこをあえて低めに考えることはできません。

（谷田委員）

前回の審議会で、年間供用日数と年間供用時間を考えると、こんなには使わないであろう数で算出しているから、割り算してくと安めの利用料金に計算ができていると話し合われたと記憶しています。それだけ安くなるように見積もっていただいていると思います。

（土屋会長）

現状、人工芝ではないので比較の対象にならないとは思いますが、現状どれくらい使われているか実績使用時間数は分かりますか。

（スポーツ振興課長）

時間ではないのですが、年間の稼働率は3割になります。

（土屋会長）

年間供用時間というのは、「年間最大供用可能時間」ということになるかと思っています。B面・C面も含めての年間稼働率が3割ということですね。A面は有料化しても人工芝になればもっと使いたいという人は増えると思いますが、それでも100パーセント全て使われるとは考えにくいですね。

（西岡委員）

人工芝で照明もあるとなれば利用者が来るとは思いますが、今の状況から見る

とそんなには来ない。そうするとマイナスになってしまいますし、土日、祝祭日になると稼働率は跳ね上がりはしますが、それを平準化して料金設定するのは非常に難しかったと思います。

（土屋会長）

前回の会議を受けて、資料2の2ページ目に、1ページ目下の228,000,000円の算出根拠として、人工芝再設工事費の内訳の表を新たに出していただきました。

（西岡委員）

使用頻度にもよるのでしょうか、10年後にはこれだけの予算がかかるわけですが、張り替える時も国などから補助金をもらえるのですか。

（担当課）

今回の人工芝の設置には補助金を使えるのですが、張り替えのタイミングでは使えません。

（生涯学習部長）

別の補助金を使える可能性もあります。

（秋山委員）

10年経って張り替えた実績は、どこにあるのですか。

（スポーツ振興課長）

人工芝自体が最近のものなので、張り替えを行った施設については今のところ分かりません。

（谷田委員）

10年後だと素材とかが変わって、参考になるかは分かりませんよね。

（天農委員）

資料2の人工芝再設工事費の内訳ですが、単位が平方メートルで、数量が8,970で、1平方メートル当たりの金額が出るのではないかと思います。

（滑川委員）

これはおそらく、8,970平方メートルの人工芝の敷設の見積もりとして1億2,000万円かかるという意味だと思います。人件費とか工事期間とか材料費とか、一式いくらの概算の見積もりですよね。家を建てる時なども何平

方メートルだから坪いくらとかありますが、本当にそれで計算できるのか聞いたのですが。だいたい平均するとこれくらいなんだと。細かく計算すると大変ですが、同じ理由だと理解しています。

10年後までにかかる運用維持経費と、10年後の張り替え費用だけを算出根拠の分母にしていると思うので、その間の修繕の費用などは除き、概算で今後の費用をみて、最大可動可能時間で割った費用を利用者に負担してもらおうという考えですね。

（西岡委員）

10年間は保証の範囲ですか。

（スポーツ振興課長）

製品保証期間は1年程度ではないかと考えます。

（西岡委員）

基礎の段階で穴が空いたりしたら、そこも市がやったりするのですか。

（担当課）

仮にそういうことになれば、契約不適合になると思いますので、業者に依頼します。

（土屋会長）

内訳の工事経費率1.8を御説明いただけますか。

（担当課）

工事経費率というのは、新しい人工芝敷設の金額と古い人工芝の撤去・処分費を足した直接工事費に対して、現場管理費や共通仮設費を含めた間接費のほか、消費税まで含めた概算費用を算出するために使用した掛け率です。

（土屋会長）

なぜ工事経費率が1.8なのかということが知りたかったのですが、工事経費率を1.8で見るとということが通例であるならば、そのような但し書きを入れておいていただいた方が良いでしょうと思います。

それから前回、営利団体や市外団体は、登録はできないが使えるわけではないとの話で、2倍の料金を払えば利用できるということまでは確認したのですが、料金（案）の但し書きに、市内の各種団体以外の団体が利用する場合の利用料金について、明記しておかなくてよろしいのでしょうか。あるいは「別途定める」等、何処を見ればわかるといった文言でいいと思うのですが。

(西岡委員)

運用規則はできているのですか。

(スポーツ振興課長)

施行規則はこれから定めていくことになります。

(谷田委員)

営利団体についてはどうするのか、この段階ではっきり出ている方がよいと感じます。

(スポーツ振興課長)

市外料金や営利団体料金については、条例で定めるのですが、まだ、決まっていません。今の段階では、条例で別途定めると資料に記載する形にいたします。

(天農委員)

確認ですが、資料2の算定結果の表、管理・運営費について、右下に米印で書かれているように、光熱水費はA面のみ計上していて、人件費と保守点検費等については3面分ということですよ。

(スポーツ振興課長)

人件費、保守点検費については3面の数字になっており、光熱水費については3で割った数字で、A面のみ計上したのになります。

(西岡委員)

B面・C面もひっくるめて保守管理するとの理解でよいですか。

(生涯学習部長)

御指摘のとおりです。今回、流山スポーツフィールドは一括して指定管理へ移行する予定であり、分けることができない考え方になっております。

(土屋会長)

光熱水費はA面のみにかかわるわけですが、人件費と保守点検費で行われる作業は、B面とC面の分も指定管理の方に組み込まれるということですよ。

包括的に作業を行うというのは現場的には理解できるのですが、厳密に言うと、B面・C面の分もA面利用者が負担するということになるわけで、そこは3分の1にしないのかという意見も出そうですが、その点はいかがでしょうか。

（生涯学習部長）

年間いくらという形での契約で一括管理を指定管理者へ委託いたしますので、かかる費用は1面でも、3面でも、コストは同じとの趣旨です。指定管理の業務として、有料無料を分けずに全体のサービスの向上という観点も含めております。不公平感が全くないわけではないのですが、A面が有料化することに伴っての指定管理ですので、その点は御理解いただけたらと思います。

（滑川委員）

維持管理にかかるのはA面が主で、B面・C面の管理は付帶的に近いものだと思います。よいのではないのでしょうか。お金を取ったり、調整したりするのは、A面にかかっているコストが主だということで、A面を管理するための指定管理との理解なら3分の1とはならない。最大供用可動時間と同じかと。人件費や保守点検費は、B面・C面については付帶的業務であると個人的には理解しております。逆に光熱水費がこういったものか分かりません。

（生涯学習部長）

おっしゃるとおり、A面の有料化による指定管理でございますので、その考え方に近いものでございます。光熱水費につきましては、今回照明が付くのはA面のみであり、B面・C面は電気代がかかってまいりません。また、水については埃防止など、グラウンドコンディショニング維持のための散水を想定したものになります。

（土屋会長）

委員の皆様も分かっているとは思いますが、利用者から説明を求められた時に、「全てA面にかかる費用です。B面・C面は無料で指定管理者が管理する契約です。」といった話なら納得できるのではないかと思います。説明を求められた時に実際、どう納得してもらうのでしょうか。

（生涯学習部長）

今回のA面有料化に伴って、A面管理の観点から指定管理制度を適用することになります。B面・C面についても全くコストがかかってこなかったわけではございませんが、B面・C面の管理については、先程おっしゃっていただいたように付帶業務的な考え方で、利用者にとっては、その方が利便性の向上が望めるという考え方です。

（土屋会長）

この但し書きはする必要がないということですね。B面・C面は付帶的な事

項なので、ここはA面に乗せるということで理解しました。

（滑川委員）

光熱水費ですが、電気料金は時間単価の他に基本料金がかかりますよね。電気使用量の多いところの基本料金は結構高いので、学校でも月の基本料金が何十万円にもなります。実費で負担してもらうのはあくまで使った分だけなので、年間70万円というのは、基本料金などを考えれば当然なのかなと思います。水道料金がどのくらいかは分かりませんが、B面・C面は電気を使ってないわけですから、主にA面だけと書かなくてもよいのかなとは思いました。

（西岡委員）

案分という形にもかかわらず、細かく数字を分けられていると、そこにこだわって理由を聞いてくる人がいます。指定管理にこれだけの契約をしましたとした方がよい気がします。

（生涯学習部長）

実際に指定管理に移行するのが令和8年からになり、これから具体的なコストを決定することになりますので、参考数値と御理解いただければと思います。

今回はA面の料金について御審議いただいているので、趣旨からしますとA面のみという記載は不要かと思います。

（土屋会長）

資料の検討に時間をかけてしまいましたが、答申案そのものの文面についていかがでしょうか。

（滑川委員）

「下記のとおり」の下に「記」の記載はないのが通常でしょうか。

（スポーツ振興課長）

御指摘のとおり、「記」を入れさせていただきます。

（土屋会長）

委員の皆様からの御意見を整理し、答申内容を修正した案を清書いたしますので、ここで一度休憩とさせていただきます。

【10分程度休憩】

（土屋会長）

最終調整に入りますので、御意見あればお願いいたします。

まず、修正箇所を事務局からお願いいたします。

（生涯学習部長）

修正箇所を御説明いたします。まず、「記」が漏れていましたので加筆してございます。当初、1・2と別れておりましたが、附帯意見は本文中に同一の流れに入れることといたしまして、1・2を除きました。下から4行目、「なお」を「ただし」に、また、下から2行目の書き出しを「なお」に修正いたしまして、「ただし」以降、附帯意見として一連の文章の中に盛り込みました。

（土屋会長）

利用料金の設定について諮問があって、それについて我々は答申を出すのですが、利用料金を設定することに関して妥当だと、ついでに料金の額そのものの設定も妥当だと、そういった構造になっています。最初の段落、利用料金案の設定について、つまり設定の根拠については妥当だと判断し、第2段落、「今回の利用料金については、概ね適切であると考えます」と、「設定の仕方と設定した料金について、よいのではないか」という形になっています。利用料金を設定することの可否について諮問されているのであれば、料金に関しては別の話で、記書き以下の「利用料金の設定及び利用料金（案）」については、妥当と判断します。」の「及び利用料金（案）」は外して、「まずは利用料金設定の可否について検討し、その結果を受けて利用料金（案）も検討しましたが、概ね適切と考えます」という構造にしたいと思います。

そして今後も適正な料金であるか検証を続けていくこと、また指定管理制度に対する要望も付け加える形にすることによって、A面だけでなく、B面とC面についても念頭に置いていることを示すことができたかと思います。

（若松委員）

「附帯意見等を付して答申します」として、附帯意見はその中に含まれているとのことですが、通常、附帯意見がある時は附帯意見と書いてあるような感じがします。逆に下の4行分については附帯意見と付けた方がよいかと思いますが、附帯意見を記載するには決まりはないのでしょうか。

（生涯学習部長）

附帯意見について厳密な規定はございませんが、本文、主文に対する付随するような意見、留意事項として明確に区分することもございます。附帯意見を付してということで文言が入ってございますので、附帯意見の特出しするより、但し書き以降は附帯意見であるということで、文章作成上スムーズに見えるかと思います。

(若松委員)

分かりました。ありがとうございます。

(土屋会長)

他に御意見がないということであれば、この内容で答申いたします。
よろしいでしょうか。

【一同、賛成】

(土屋会長)

ありがとうございます。

それでは、生涯学習部長へ答申させていただきます。

【答申書読み上げ、会長より答申書が手渡される】

(生涯学習部長)

ありがとうございます。

(土屋会長)

それでは、議題（１）については終了とします。

次に（２）その他について、事務局から何かございますか。

(生涯学習部長)

本日は、長時間にわたる御審議ありがとうございました。また、この２年間、流山市の生涯学習に関します重要な施策事項につきまして、皆様からいろいろな御意見をいただいたことで、施策の中で生かすことができていると考えております。ありがとうございました。

(土屋会長)

それでは、以上で議事を終了します。

皆様には議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(司会)

土屋会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和６年度第５回流山市生涯学習審議会を終了します。

【閉会 １６時】